

令和2年 第3回八頭町議会臨時会 提案理由

報告第1号

債権の放棄について（簡易水道料金）

簡易水道料金につきまして、債務者が破産法の規定に基づき債務が免除され、徴収困難となりました簡易水道料金、8万3千380円を八頭町簡易水道事業給水条例第30条第1項第1号の規定により、債権を放棄いたしました。

報告第2号

債権の放棄について（公共下水道使用料）

公共下水道使用料につきまして、債務者が執行停止後3年継続し、債務が消滅したもので、徴収困難となりました公共下水道料金、2万2千270円を八頭町債権管理条例第12条の規定により、債権を放棄いたしました。

報告第3号

債権の放棄について（農業集落排水使用料）

農業集落排水使用料につきましては、倒産等により債務者の差し押さえていた財産が競売に係り、交付要求したところ、配当がなかったものであります。この度、徴収困難となりました農業集落排水使用料、20万2千180円を八頭町債権管理条例第13条の規定により、債権を放棄しました。

議案第66号

専決処分の承認を求めることについて
(八頭町税条例等の一部改正)

令和2年3月31日をもちまして、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。今回の主な改正を申し上げますと、個人住民税においては、未婚のひとり親に対し、寡婦控除と同等の「ひとり親控除」の新設、法人住民税では、これまでの連結申告制度が改善され、グループ通算制度となりました。

また、固定資産税においては、登記名義人等が死亡している場合、現所有者への賦課徴収に関して、必要な事項を申告させることができる制度の創設と、固定資産の使用者を所有者とみなし、課税することができる制度が拡大されたこと等であります。

この度、これらの改正に合わせまして、八頭町税条例等の所要の改正を行ったものです。

議案第67号

専決処分の承認を求めることについて
(八頭町国民健康保険税条例の一部改正)

令和2年3月31日をもちまして、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、基礎課税部分（いわゆる医療費分）の課税限度額が、63万円（現行61万円）に、介護納付金部分の課税限度額が、17万円（現行16万円）に引き上げられました。

また、減額の対象となる世帯所得の基準額が改正され、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額が28万5千円（現行28万円）に、同様に2割軽減世帯では、判定金額が52万円（現行51万円）に引き上げられ、低所得世帯への保険税軽減措置の拡充がされております。

この度、この改正に合わせまして、八頭町国民健康保険税条例の所要の改正を行ったものです。

議案第68号

専決処分の承認を求めることについて

(八頭町介護保険条例の一部改正)

令和2年3月30日をもちまして、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率が一部改正となりました。

減額の対象となる段階のそれぞれの保険料率は、第1段階が年額24,840円(現行31,050円)に、第2段階は41,400円(現行51,750円)に、第3段階は57,960円(現行60,030円)に引き下げられ、低所得世帯への保険料軽減措置の拡充がされました。

この度、この改正に合わせまして、八頭町介護保険条例の所要の改正を行ったものです。

議案第69号

教育長の任命につき同意を求めることについて

現在、教育長としてご活躍をいただいております藪田邦彦さんの任期が、令和2年5月2日をもって満了となります。

平成25年5月3日から平成29年5月2日まで、「教育委員会委員の教育長」として、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、平成27年4月1日から新制度が施行され、平成29年5月3日からは「教育長」として、行政キャリアを生かした教育行政の諸課題解決に向け、邁進していただいているところです。

教育行政に対する理解と現状認識、豊かな識見と取り組み姿勢は、学校教育また、社会教育(生涯教育)を指導する立場にある「教育長」として適任者でありますので、引き続き任命させていただきたいと考えております。

議案第70号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員として、平成28年5月よりご活躍をいただいております山崎泰國さんの任期が、令和2年5月2日をもって満了となります。

教育委員会委員として、教育行政の推進にご尽力をいただいております。現在1期目です。今後も引き続き同氏を教育委員として任命させていただきたいと考えております。

議案第71号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
(その1)

八頭町大江479番地 田中弘江さんを固定資産評価審査委員会委員に選任しようとするものです。

田中さんには、平成23年5月13日から固定資産評価審査委員としてご活躍いただいております。再任をお願いするものです。

田中さんは現在、八頭町男女共同参画推進会議会員、八頭更生保護女性会理事、大江地区まちづくり委員会の集落支援員として活躍されておられます。

議案第72号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
(その2)

八頭町郡家75番地 松本伸介さんを固定資産評価審査委員会委員に選任しようとするものです。

松本さんにおかれましては、平成29年5月13日から固定資産評価審査委員としてご活躍いただいております。再任をお願いするものです。

また現在、土地家屋調査士、司法書士並びに行政書士の資格等をお持ちで、幅広い識見と豊富な経験でご活躍中であります。

議案第73号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
(その3)

八頭町日田50番地 小林春美さんを固定資産評価審査委員会委員に選任しようとするものです。

小林さんは、本年3月末をもって八頭町役場を退職されましたが、長年の行政経験を活かして本委員会での活躍をお願いするものです。

なお、3名の方とも温厚誠実にして人望も厚く、公正で、評価に対します信頼性を確保するうえで適任者と考えております。

任期は令和2年5月13日から令和5年5月12日までの3年間です。

議案第74号

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価員につきましては、地方税法第404条第1項の規定に基づき設置するもので、この度、八頭町坂田91番地1の山下真一さんを固定資産評価員に選任しようとするものです。

山下さんは、昭和56年4月から旧の船岡町役場に奉職され、合併後、保健課、税務課、農業委員会局長、町民課長を歴任し、この4月から税務課長に就任いたしました。

見識も深く、固定資産の評価に関します知識もお持ちで、適任者と考えております。

議案第75号

八頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

今回の改正は、本条例の中で引用しております上位法の「行政手続き等における情報通信の技術の引用に関する法律」の改正によりまして、条ずれなどを改めようとするものです。

議案第76号

令和2年度八頭町一般会計補正予算（第1号）

今回の補正は、歳入歳出それぞれ200万円を追加しようとするものです。歳入では、諸収入に移住・定住・交流推進支援事業助成金、200万円を追加しています。

歳出では、総務費で移住定住推進事業補助金に200万円、消防費の防災対策費（消耗品費）として、新型コロナウイルス感染防止の為のマスク等購入に637万8千円を増額し、予備費で調整しています。